令和3年度 岐阜県内部統制評価報告書

岐阜県知事古田肇は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、 同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 岐阜県内部統制基本方針の策定

岐阜県では、平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理 憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための 改革に取り組んできたところです。

職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものにしていくため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、令和2年4月に「岐阜県内部統制基本方針」を定め、従前の取組を基盤とした岐阜県版の内部統制制度を確立しました。

当該基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

(2) 内部統制の対象事務

ア 知事部局及び行政委員会等の財務に関する事務

イ 知事部局の許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理及び 組織運営に関する事務その他所属固有の事務

(3) 内部統制の推進・評価体制

副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築しました。 各所属の内部統制を推進する責任者として「内部統制推進員」を置き、 各所属の出納員の職にある者(本庁では管理調整監等、現地機関では総務 課長等)を充てています。

(4) 内部統制の限界

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。 このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は 当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(2) 評価基準日

令和4年3月31日

(3) 評価方法

ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、1(2)の対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、 財務に関する事務において評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握した ため、当該事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されて いないと判断しました。

また、財務以外の事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、大垣東高等学校において、令和3年 7月から同年10月までの間に、職員が54件の支出に係る事務を怠り、総額1、402、850円の支払が遅延したものです。

当該事案の把握後速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しました が、県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えています。

この事案を踏まえ、教育委員会の全ての所属において会計事務の一斉点検を実施し、他に不適切な事務が行われていないことを確認しました。また、このような不備の再発を防ぐため、所属内において会計事務に関する相互のチェック機能が働くよう、知事部局及び行政委員会等の全ての所属に対し、月次帳票やアラームリストによる予算の執行状況・支出状況の確認、定期的な支払の一覧表作成・掲示、受領した請求書を上司から担当者へ手交することによる複数名での状況の確認など、事務処理の遅延を早期に把握し、又は未然に防止することができる具体的な方法を示し、会計事務の適正な執行が確保されるよう通知しました。